

改正

平成21年3月31日規則第8号

茂原市商業振興基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茂原市商業振興基本条例（平成18年茂原市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(小売業)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める小売業は、統計法（平成19年法律第53号）第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年3月23日総務省告示第175号）に定める日本標準産業分類に掲げる大分類I一卸売業、小売業並びに大分類M一宿泊業、飲食サービス業のうち飲食店及び持ち帰り・配達飲食サービス業とする。

(特定小売店舗の店舗面積)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める面積は、300平方メートルとする。

(届出)

第4条 条例第7条第1項の届出は、店舗新設届出書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 条例第7条第2項の届出は、店舗変更（廃止）届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

3 条例第7条第3項の届出は、大規模小売店舗新設（変更）届出書（別記第3号様式）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成21年茂原市規則第8号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。